

長岡市図書館協議会委員の役割と職務

1 役割

- ・図書館協議会は、①「図書館の運営に関し館長が諮問する事項」、②「図書館の奉仕に関する事項」、③「その他館長が審議を求める事項」について、審議し、意見を述べる機関である。
- ・協議会の委員は、10人以内とする。
- ・「学校教育及び社会教育の関係者」、「学校教育の向上に資する活動を行う者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、「学識経験のある者」、「その他必要と認める者」のうちから教育委員会が任命する。
- ・委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 職務

(1) 図書館協議会への出席

開催時期・議事の内容（通常毎年度2回 7月、2月（2時間程度））

- 1回目・・・7月（教育部長出席） ※2年目は6月
 - ・前年度の実績報告及び当年度の重点事業について
 - ・その他諮問事項
- 2回目・・・2月
 - ・新年度の運営方針（案）について
 - ・新年度の主な事業計画（案）について・
 - ・当年度の長岡市立図書館活動評価について
 - ・その他諮問事項

○報酬

1回につき9,100円

(2) 研修への参加

新潟県公共図書館協議会委員連絡協議会（新潟県公共図書館総合部門研究集会）への参加（例年委員から2名）→10月

(3) イベント行事への出席

図書館や教育委員会等が主催する大きなイベント等への出席。

- ・H28年度予定

7月23日 「写真と資料で振り返る長岡市制施行110年のあゆみ展」
の開場式

3 情報提供

館報や図書館主催のイベント関連チラシを逐次送付。